

# 「原子力災害対策」情報 No. 3

略称 〈越境〉 ネット・富山

代表 埴野謙二

〒936-0856

富山市牛島新町6-1-905

Tel. 076-441-7843

Fax. 076-444-6093

## 特集：「安全協定」その2

今回は、2012年2月21日に行われた第2回富山県防災会議の中の「富山県地域防災計画（原子力災害対策）の見直しに向けた論点整理と今後の検討の方向について」の審議事項を踏まえて、それについて問題点を指摘する予定であった。しかし、同会議では、大半が、「志賀原発の事業者と県及び氷見市との間で結ぶ「安全協定」は、どういうものが望ましいか」ということに関する発言だった。そこで今回は、本誌も、「安全協定」に関する発言内容に絞って批判を展開することとする。

## フォーカス：「安全協定」・その2 「県防災会議」における「専門家発言」批判 ＋「安全協定」のポイント

### 県防災会議(2/21)での「専門家」の発言を真っ向から批判する

——— 原発システムを、地域住民に透視可能になるまで、シースルー化せよ ———

県防災会議では、「安全協定」の締結を前提に、その中身を「立地県並み」にするかどうか論点を絞って、あらかじめ用意されていた数名が発言した。なかでも重要な発言者は、原子力の「専門家」2名と堂故氷見市長である。

堂故氷見市長は、よくがんばった。島根原発に対する鳥取県の安全協定が、立地県並みとはいかなかったという事例や、「立地県並みの内容にこだわらなくてよい」とする二人の「専門家」たちの発言を向こうに回し、果敢に反論したのである。その結果、「氷見市長と共同歩調を取る」とかねてから明言していた知事は、翌日行った事業者への申し入れでは、「立地県と同等の安全確保」を主張せざるを得なくなった。（ただし、申し入れの「本気度」は、これから問われることになる。）

3名の発言要旨は以下である。

宇根崎博信 京都大原子炉実験所教授

「形からでなく、何が重要か審議すべきだ。結果として立地県並みでなくてもよい場合がある。」

片岡勲 大阪大学大学院工学研究科教授

「原子炉内の安全性を見極めるには、高度な知識を持つ人材が必要。人的資源を県民の安心のために使うのなら、放射線の専門家を充実し、情報をいち早く受け取る協定の方が合理的で有効。立地県と異なる協定もあってしかるべきだ。」

## 堂故氷見市長

「協定の内容は、住民からみて県や市がちゃんと安全を確保しているのか、気合いが入っているのかが問われる。立地県とは違うという言葉だけで片付けられない重いものがある。福島第1原発事故では離れた地域でも大きな被害があり、しっかりした協定を結べるようにするべきだ。」

宇根崎氏の発言の「形からでなく」というのは、「始めから『立地県並み』を求めるかどうかということから審議するのでなく」ということなのだろう。この発言だけでは、何を言いたいのか判然としないが、片岡氏の発言と重ねるとよく分かる。

片岡氏は、宇根崎氏の「何が重要か」という問いに、「原子炉内の安全性を見極める専門家よりも、放射線の専門家を雇用して、情報をいち早く受け取れる協定を結ぶことの方が重要だ」と答えているようだ。

しかし彼らの考えは、一見もつともなようでいて、かなりずれている。「ずれている」と言うのは何からかと言うと、この日の会議の冒頭でも取り上げている、原子力安全委員会の防災指針の新しい「考え方」からである。

この新しい「考え方」(=「原子力発電所の係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」)は、原発事故が起きた場合、官邸の判断を待って動くよりも、被災地が独自に判断して動き出すべきであるという方向性を新たに打ち出した。原発から5キロ圏内には、**EAL(=「無条件避難レベル」)**が設定されるし、氷見市など30キロ圏内には、**OIL(=「モニタリングの数値で自動的に避難するレベル」)**が設定される。(詳細は本誌No. 2を参照のこと)

## 1. いまさら「専門家」に避難の判断を任せることはない。「専門家」がやるべきことは、原子炉内の状態を知らせる生データや、放射能の拡散予測の生データへいつでも住民がアクセスできるように、制度設計し直すことである

この防災指針の新しい「考え方」からすると、**EAL(=「無条件避難レベル」)**や**OIL(=「モニタリングの数値で自動的に避難するレベル」)**を被災地の自治体や住民自身が直接つかんでいるべきである。初動は一刻を争うのだ。情報の統制と隠蔽が問題となっている「3・11」を教訓とするなら、「専門家」によって加工された「情報を受け取ること」では、もはや済まされまい。むしろ、**EAL**や**OIL**に達しているかどうかを、素人でも一目瞭然なように、平時でも災害時でもその生データを公開していること、つまり「専門家」を介在させる「情報の一元化」よりも、データをダイレクトに公開する「生データのオープン化」のほうが、断然正しいのだ。

断っておくが、私・たちは行政の中に、「原子炉内の安全性を見極めることができる高度な知識を持つ人材」や「放射線の専門家」が必要ないなどと言っているのではない。「前者よりも後者の充実が合理的」という片岡氏の考え方がよく分からないのだ。むしろ、前者も後者も両方とも、県及び全ての市町村自治体内に配置すべきである。

見過ごせないのは、「3・11」を経た今となっては、「高度な知識を持つ人材」だけが「原子炉内の安全性を見極め」られるようでは、「3・11」から何も学んでいないことになるのであり、「放射線の専門家」に頼って「情報を受け取る」ことが安心だとするような在り方をいかに乗り越えるか、ということが今日の課題になるはずである。

## 2. 避難を判断する際のチェック項目とその数値を常に公開し、原発というシステムを透視可能にせよ

片岡氏の主張は、「立地県並みの安全協定を求めるということは、『立入調査』権を得ることだが、『立入調査』をするということは、その調査で独自に『原子炉内の安全性を見極める』ということであり、それができる『高度な知識を持つ人材』が県にいるのか。いないなら、新たに雇用しなければならない。責

任は重い。その覚悟はあるのか。ないのなら、その辺は立地自治体に任せて、隣接自治体は、とにかく飛んでくる放射能のことが分かる「放射線の専門家」を雇用し、事業者からの早期の情報提供を求めるぐらゐの協定の中身が程良いのではないか』ということなのだろう。

しかし、それでは問題の立て方が逆なのである。事業者には、素人にも分かるように原子炉内の状況をオープンにさせるべきなのだ。事故が起こりうる危険性につながる状態なのかどうか、チェックする項目はあるはずである。その項目の数値が安全だと言える閾値内にあれば、避難の必要はないが、その閾値を逸脱すれば、初動体制に移るだけである。その方が、誰かの恣意的な判断が介在せず、よりシステムティックでシンプルである。

新しい防災指針の「考え方」では、**無条件避難**は5キロ圏内の話になるが、30キロ圏の氷見市やもう少し離れた県西部の自治体も、同様にそのチェック項目の数値を見て初動を独自で判断できるようにしておくことは、当然必要である。今さら事業者に情報を与えてもらうことだけ考えているわけにはいかない。

この**EAL**の設定項目及び項目毎の基準値は、新しい防災指針の「考え方」だと、事業者が作ることになっており、その点は大きな問題である。事業者に対して、**EAL**の設定項目及び項目毎の基準値とその根拠を明示させ、より厳しい数値へとそれを再設定させる努力が必要になってくるであろう。

### 3. 複合災害になっても途切れめようSPEEDIやモニタリング測定値へのアクセスを保障せよ

県内にも**SPEEDI**の端末が配備されるのだから、そのデータを隠蔽せずに、全ての自治体住民に公開すべきである。また、モニタリングポストの設置場所も増え、充実するようになるので、その測定値も隠蔽せずに生データで公開すべきである。

さらに、**OIL**の基準値は、規制機関が作成するとのことだが、規制機関のものを参考にして、自治体独自のより厳しい基準で作成しておくべきである。そして、大事なときにアクセス不能にならないように、技術的なテコ入れが、ここには必要である。

### 4. IAEAがEALの設定で考慮する項目はこれだ

ところで、第2回の「セミナー」講師である末田一秀さんによると、**IAEA**は、次の項目を**EAL**の設定の際に考慮しているということである。

#### EAL 設定で考慮する事象 (IAEA の例)

【運転時・待機時・高温停止時等】	【停止中】
①原子炉反応度停止の失敗	①原子炉冷却の失敗・原子炉水位の異常低下等
②原子炉水位の異常低下	②交流電源又は直流電源の喪失
③原子炉冷却の失敗	③安全系計測制御系の機能喪失
④交流電源又は直流電源の喪失	④原子炉内燃料又は使用済燃料の大規模損傷リスクの上昇又は損傷の確認
⑤安全系計測制御系の機能喪失	⑤停止時事故による放射性気体廃棄物の放出
⑥原子炉一次系からの環境への漏えい	⑥中央制御室等の放射能レベルの異常上昇
⑦一次冷却系での放射性ヨウ素の検知	⑦原子炉格納容器内の放射線量率の上昇
⑧放射性気体物質の放出	⑧敷地境界における放射線量率の上昇
⑨中央制御室等における放射能レベルの上昇	⑨テロ行為・火災・爆発・毒性ガスの放出・格納容器内水素ガスの発生
⑩原子炉格納容器内の放射線量率の上昇	⑩様々な自然現象
⑪施設敷地境界内における放射線量率の上昇	⑪通信システムの喪失
⑫テロ行為・火災・爆発・毒性ガスの放出・格納容器内水素ガスの大量発生	⑫使用済み燃料プールの異常状態等
⑬中央制御室等からの退避	
⑭様々な自然災害	
⑮通信システムの喪失	
⑯使用済み燃料プールの異常事態等	

これらの項目について、閾値を設定することは、技術的に可能であろう。上述したように、原子力事業者（＝「北電」）は、EAL設定のための必要項目とその項目について安全だと言える閾値及び、そう考える根拠を、自治体及び地域住民に明示し、承認を得る努力をすべきである。

## 5. EALやOILを「安全協定」に盛り込み、「専門家」から住民の手に

とすれば、これからは、自治体側は「安全協定」を結ぶ際に、EAL設定のための必要項目とその項目毎の安全と言える閾値の上限の値について、事業者と充分協議して確定し、明文化しておくべきである。これから先の「安全協定」には、必ずそれを明記しなければならない。

EALやOILに関する事業者や国の基準値は、目安に過ぎない。最終的には、それぞれの項目について安全の範囲内であると言える閾値の上限を、地域自治体及び住民が独自の判断で決めるべきである。自分たちの避難を開始するための判断基準なのだから、自分たちで決めるのが当然なのである。

さらに、それらの項目毎の値が安全と言える閾値内にあるかどうかが一目で分かる生データが、タイムラグなく、どのような条件下でも、常に地域自治体及び住民に送られていなければならない。

## 6. 「立地県と同等」とは、「立入調査権」と再稼働に対する「拒否権」を得ることであり、この二つは「安全協定」に欠かせない

最後に、私・たちは、上記5で主張したことを新しく「安全協定」に盛り込むべきだと強く要求するのが、富山県と氷見市が事業者に申し入れた「立地県と同等の安全確保」を言うときの焦点は、「立入調査権」と再稼働に対する「拒否権」ということになるので、その二つにふれておく。

「立入調査権」については、当然自治体が有すべきである。高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）のナトリウム漏れ火災事故（95年12月）では、福井県が現場ビデオの改ざんを発見するなど、「立入調査」を実施することで、安全性の向上につながった。このような例が、実際にいくつも存在するのである。

しかし、その「立入調査権」を問題にする前に、日常的に、原子力事業者は自ら、原子炉を始めとする施設内部の状況をふくむEALのチェック項目をすべて明らかにし、項目別に、今は数値が閾値の中のどこにあるのかをオープンにしているべきであると私たちは主張している。立ち入らなくても、常に原発内部が透視できるように、あらかじめシースルーしておくべきである。

けれども制度上はシースルーにした上で、なお不審な点が出てくる可能性は大いにあり得る。事業者は、自らの事業にとって不利なことは、オープンにしたがらない。だからこそ、地域自治体に「立入調査権」があってしかるべきである。

そして、最後に再稼働に対する「拒否権」であるが、これこそまさに「地域自治」の問題である。地域自治体が、そこに住む住民の生命や財産が犯されるリスクを、分かっているがら見過ごしているということなどできないはずである。運転すること自体が危険をはらむ原発の再稼働の是非についての判断は、いずれの地域自治体にとっても、まさに存立を賭けて自律的に決定すべきことなのである。その意味で、どの自治体にも「立地県とは違うという言葉だけで片付けられない重いものがある」（堂故氷見市長）はずである。

「拒否権」を含む「安全協定」を締結することは、「地方自治体」が、本当の意味で「地域自治体」へと自律する契機になるであろう。このことを、住民側から推し進めることが、私たちの基本的な課題である。

**※なお、「富山県地域防災計画(事故災害編)」の見直し案については、4月以降の第3回原子力災害対策部会で論議されることになると思われるので、それについての問題点の指摘と改訂のポイントの明示は、次号で行いたい。**



# 県内自治体議会議員への 「安全協定」にかかわる緊急アピール

2012年2月26日

## 3月議会を迎えるにあたって 氷見市議会議員の皆さんへのアピール

「3・11」から、まもなく1年がたとうとしています。

すでにご承知のように、各地の地域自治体が原発の問題にどう向き合うかが、この列島上の原発をどうするかを焦点に、せり上がってきています。

あらためて言うまでもなく、そのポイントは、地域自治体が住民の「安心・安全」のために、「地域防災計画」の修正の中に、「原子力災害対策」をどのように盛り込むのか——とりわけ、電力事業者との「安全協定」をどうするのか、にあります。

その意味で、私・たちは、この間、県の「防災会議」の論議の行方に、重大な関心をもって、注目してきました。その論議によって、今後の県／県内自治体の「計画」がどのように修正されるのかが、方向づけられるからです。

私・たちは、去る2月21日の「防災会議」も傍聴しましたが、「安全協定」にかかわる堂故氷見市長の発言は、私・たちの不安を払拭し、私・たち県民に勇気を与えてくれました。

堂故氷見市長は、同「会議」の「専門家」委員の発言、さらには、石井県知事の発言を越えて、住民の「安全・安心」に対する地域自治体の責任についての深い自覚に立って、富山県全域にとって有意義な、勇気ある発言をされました。私・たちは、この発言を導きの糸として、県／県内自治体が、「地域防災計画」の修正に進むことを、強く願っています。

氷見市議会議員の皆さん、どうか全力で堂故市長を支えてください。そして、堂故市長と貴市議会とが一体となって、地域の風土と文化を守り、発展させるために、「地域防災計画」の修正に向けて、力を込めて取り組んでください。

とりわけ、電力事業者との間で結ぶ「安全協定」では、貴市の「事前同意権」及び「『避難指示データ』へのアクセス権」に合意させることが、肝要です。

氷見市議会議員の皆さん、どうか堂故市長を支えて、勇気をもって内実を伴った「安全協定」の締結に向けて、前へ進んでください。

(以上の緊急アピールを氷見市議会議員へ、若干文言を変えたものを全県議会議員及び 50km 圏内の市議会議員へ送付した)



# 新聞切り抜き帖

## 富山・石川県内自治体／議会情報

### 迅速な事故通報／放射線の測定

# 県民納得の「安全」焦点



安全協定締結に向け始まった  
実務レベルの協議―県民会館

原発安全協定の締結に向けた2日の県と氷見市、北陸電力の初会合は、北電側の説明が中心で、本格的な協議は2回目以降に持ち越した。全国で原発立地県以外の自治体が「立地県並み」の協定締結を求める一方、富山県は「立地県と同等の安全確保」というやや抽象的表現で協定を申し入れた。事故の迅速な通報や環境放射線測定の体制などを協定でしっかり規定し、県民が「この協定なら安心」と納得できる内容となるかがポイントだ。

原発の安全協定の主な内容

	原発がある県		原発がない県
	石川	島根	鳥取(昨年12月締結)
安全確保の責務	○	○	○
環境放射線の測定	○	○	○
増設計画の事前了解	○	○	△(事前の報告)
核燃料物質の輸送計画の事前連絡	○	○	△(テロ対策のため一部を除き提供)
異常時の連絡	○	○	○
立ち入り調査	○	○	△(現地確認に限定)
適切な措置の要求	○	○	△(県の意見に誠意を持って対応)
損害の補償(風評被害を含む)	○	○	○

### 県・氷見市と北電 原発協定

原発の建設や規制は基本的に国に権限がある。原発立地県は原子力災害特別措置法に基づき、防災資機材の確認などの「立ち入り検査」ができるものの、権限は限られている。このため電力事業者との間で安全協定を結び、再稼働に際して地元の同意を条件とする「拒否権」や、現場で原発の運転状況や公害対策などを確認する「立ち入り調査」、事故時の通報、損害の補償などをあらかじめ定めている。協定に法的根拠はなく、紳士

協定となっている。

#### □ 異常時体制に関心

富山県の場合、志賀原発から県境まで21km離れており、これまで国が原発防災対策を取るべきとした10km圏の外側で、協定を結んでいなかった。その代わり、志賀原発の試運転が始まった1992年に合わせ、北電との間で事故や異常発生時の情報提供に関する文書合意を交わした。

2007年に志賀原発臨界事故隠しが発覚した後には、事故以外の平常時の運転状況や環境放射線の測定結果を報告することも追加した。この日の協議では、県側が「異常時の通報体制について県民の関心が高い」と指摘し、北電側は「文書を何度か改定しており、立地県並みになっている」と説明した。

#### □ 具体論持ち越し

県は国の原法改正案で関係隣接都道府県となり、立地県と同等の権限を持ち「立ち入り検査」も可能になる見込み。しかし安全協定を結ばな

いままでは現場に入つての「立ち入り調査」は難しく、再稼働に対する拒否権も含め今後の協議のポイントになる。

2月に開かれた県防災会議では原子力の専門家が「立地県並み」にこだわらずに安全確保を重視するよう求め、堂故氷見市長は「住民からみて県や市がちゃんと安全を確保しているのが問われる」と踏み込んだ内容の協定を求めると両論があった。

初会合後、取材に応じた吉田県知事政策局長と棚瀬氷見市副市長は「中身はこれから」と具体論を封印。北電の近谷常務も「総合的に判断すること」と述べるにとどめた。

#### □ 立地自治体へ配慮

鳥取県は昨年末、福島原発事故後、原発立地県以外で初

めて安全協定を結んだ。当初は中国電力の原発が立地する隣の島根県並みの協定を求めたが、立ち入り調査は「現地確認」、増設計画の事前了解は「事前報告」とどまった。

背景には、原発立地県や立地市町村が建設当時から経緯があるとして、隣接県などが同じ立場となることに難色を示し、電力会社も立地自治体に配慮するという。電力会社にとっても再稼働の拒否権を持つ自治体が増えることは、再稼働のハードルが高くなることを意味する。

鳥取県と中国電力の場合、協議開始から締結まで5カ月を要した。2日の富山県の初協議では北電から「ロングランになる」との発言もあり、協定締結のスケジュールは見